

看護職員の夜勤負担に関する調査研究報告会

提 言

日本看護協会は、患者の安全が確保され、看護職員が健康で働き続けられる夜勤・交代制勤務の実現をめざします。

1. 夜勤回数が過重とならないようにする。

3 交代（1 勤務 8 時間）の夜勤では月 8 回以内とする

2. 適切な勤務間インターバルを確保する。

勤務間インターバル 11 時間以上の確保をめざす

※1 日 24 時間を単位として勤務間インターバル 11 時間を確保すると、
1 日の勤務時間の上限は 13 時間

日本看護協会は、改正「労働時間等設定改善指針」に、「夜勤・交代制勤務の特性を踏まえた取組み」の記載を求めます。

「働き方改革法」成立を受けて、現在労働政策審議会では「労働時間等設定改善指針」改正に向けた議論が行われており、「指針」には新たに「勤務間インターバルの確保」（事業主の努力義務）、「深夜業の回数制限」（労使の話し合い事項）とが記載されます。

日本看護協会は、改正「労働時間等設定改善指針」に夜勤・交代制勤務における夜勤回数制限と勤務間インターバル確保が重要であること、看護職の勤務や職場の特性を踏まえた取組みが必要であることを明記するよう求め、近くパブリックコメントを提出します。

＊ 上記以外の夜勤負担軽減の取組みについては日本看護協会「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」(2013 年)の『勤務編成の基準』を参考にしてください。

2018 年 9 月 13 日

公益社団法人日本看護協会 会長 福井トシ子

2017 年度、本会と、疲労研究の第一人者である(公財)大原記念労働科学研究所、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所の三者が合同で調査研究を行いました。その結果、月夜勤時間数が 72 時間を超えると情動ストレスが高まるとともに起床時に疲労感が強い傾向がみられました。さらに、不規則な夜勤・交代制勤務では勤務と次の勤務の組合せによっては勤務間インターバル確保が難しくなること、夜勤明けの昼間睡眠はそもそも睡眠に適さない時間帯であるのに加え、睡眠時間が短い傾向が示されました。これらは、**総夜勤時間数規制の必要性とともに、勤務間インターバル確保の重要性を示唆**するものです。

【参考】

■ 日本看護協会のこれまでの取り組み

- 2008 年、2 人の 20 代看護師の過労死認定を契機とした緊急実態調査の結果、過労死危険レベル(月 60 時間超)の時間外勤務をしている看護職員が約 2 万人(推計)にのぼることがわかりました。
- 2013 年、「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」を公表、夜勤・交代制勤務の負担軽減の考え方と、「勤務間隔 11 時間以上」「勤務拘束時間 13 時間以内」「夜勤回数は 3 交代制で月 8 回以内」などの改善目標を示し現場への情報提供を行ってきました。
- 診療報酬改定に際して、入院基本料の算定要件「病棟看護職員の月平均夜勤時間数 72 時間以下」の堅持を中央社会保険医療協議会に強く求めてきました。
- 毎年国に対し看護職の夜勤・交代制勤務の負担軽減に向けた労働時間規制導入を要望してきました。2018 年は「労働時間等設定改善指針」改訂に際し夜勤・交代制勤務での勤務間インターバルの確保と深夜業回数の制限に関する項目を盛り込むよう要望しています。

- 「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護等の働き方ビジョン検討会報告書」(厚生労働省・2017 年 4 月)は「夜勤対応を行う医療従事者の負担軽減ため、勤務間インターバル確保等の配慮が図られるようにすべきである」とのべています。

- 改訂「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(2018 年 7 月 24 日閣議決定)は、「看護師等の夜勤対応を行う医療従事者の負担軽減のため、勤務間インターバルの確保等の配慮が図られるよう検討を進めていく」としています。

- 2019 年春から「勤務間インターバル確保」が事業主の努力義務とされます。

「働き方改革法」成立(2018 年 6 月 29 日)により、勤務間インターバル確保が事業主の努力義務とされ、この規定は 2019 年 4 月に施行されます。厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会は、「勤務間インターバルの確保」や「深夜業の回数制限」などを新たに盛り込んだ「労働時間等設定改善指針」改正案を検討しており、改正「労働時間等設定改善指針」(告示)は 10 月中旬にも公表される見込みです。